

令和 8 年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（基本税率の変更）

要望元：製造産業局素材産業課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		石油化学製品製造用の揮発油、灯油及び軽油									
改正要望の内容		関税暫定措置法において、令和 8 年 3 月 31 日に適用期限が到来する石油化学製品製造用の揮発油、灯油及び軽油について、暫定税率を廃止し、関税定率法において、基本税率を無税化。									
税 番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠			
2710.12 2710.20	181	揮発油： 政令で定める石油 化学製品の製造に 使用するもの	934円 /kl	無税		無税			—	△15,036 百万円	— 百万円
										0 百万円	— 百万円
2710.12 2710.19 2710.20	144	灯油： 政令で定める石油 化学製品の製造に 使用するもの	346円 /kl	無税		無税			—	0 百万円	— 百万円
										0 百万円	— 百万円
										0 百万円	— 百万円
2710.12 2710.19 2710.20	151	軽油： 政令で定める石油 化学製品の製造に 使用するもの	750円 /kl	無税		無税			—	0 百万円	— 百万円
										0 百万円	— 百万円
										0 百万円	— 百万円
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和 8 年 4 月 1 日以降									
改正を要望する品目 又は制度をめぐる状況		① 現状 (1) 改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 石油化学製品は、自動車、コンピュータ、電子・電気機器等、日常生活あらゆる分野に使用される製品の材料となるもの。 石油化学製品は、原油をガソリン、ナフサ、灯油、軽油、重油などに精製した石油製品のうち、揮発油、灯油及び軽油（以下「揮発油等」という。）を原料としている。揮発油等を原料として、エチレン、プロピレン、ベンゼン等の基礎化学製品とし、その後、プラスチック、合成繊維、合成ゴム、塗料、合成洗剤、薬品・肥料等誘導品を製造して様々な産業に利用される。 平成 18 年度以降、原油（税番 2709.00）が基本無税とされたため、輸入原油から国内で精製された揮発油等を用いて石油化学製品を製造する場合には、関税負									

担はない一方、輸入揮発油等を用いて石油化学製品を製造する場合には、輸入揮発油等に対して平成 18 年度以降暫定無税化が措置されている。両者は、石油化学製品の製造原料として同様に使用されるものであるが、長年にわたりそれぞれ異なる関税措置が執られ続けている。

(2) 輸入状況等

(揮発油)

令和 4 年度 22,374 千 k1、16,662 億円(上位 3 国 U A E、カタール、クエート)

令和 5 年度 21,118 千 k1、14,183 億円(上位 3 国 U A E、カタール、クエート)

令和 6 年度 20,522 千 k1、15,097 億円(上位 3 国 U A E、クエート、カタール)

(灯油)

令和 4 年度 なし

令和 5 年度 128k1、30,770 千円(中国のみ)

令和 6 年度 2,326k1、549.566 千円(上位 2 国 シンガポール、中国)

(3) 国際市況等

日本向けナフサ市況(M O P J)

令和 4 年 US 783 \$/ト、令和 5 年 US 648\$/ト、令和 6 年 US 676\$/ト

(4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態

国際的な交渉の枠組みはなし。

諸外国においては、化学原料用のナフサ等の石油製品はほとんどが免税扱いとされている。

② 問題点

石油化学製品の原料となる揮発油等は原油からの連産品であり、国内の石油精製量は主にガソリン需要によって増減する。そのため、国内の石油化学製品の需要が、国内で精製された揮発油等で賄うことができない場合には、別途揮発油等を輸入しなければならない。実際、ナフサを例にとれば、国内精製は約 4 割に過ぎず、輸入が約 6 割を占めて(令和 6 年度:財務省「貿易統計」)おり、前者には関税負担がないものの、後者は暫定無税化という異なる関税措置が執られている。

そのため、仮に輸入揮発油等への暫定無税化措置がなくなった場合には、石油化学製品の製造原料の約 6 割部分に対してコスト増が及ぶことになり、川下の生活用品や医療用物資等の幅広い製品についても価格の高騰等を招く可能性がある。

また、日本においても生産設備の効率化(生産コストの低減)に資する設備投資等による国際競争力向上が必要であるところ、我が国における石油化学製品製造用揮発油等の関税無税化措置は、あくまでも 1 年間の暫定措置であり、各石油化学企業にとって、原料コストの負担を維持できる旨の予見可能性が乏しく、中長期的な設備投資に対する不安・阻害要因となり得る。

改正の必要性和 目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） 資源・エネルギーの自給率が低く輸入に頼る構造にある我が国において、石油化学産業における技術力による付加価値の向上、原料である揮発油等のコスト抑制等の様々な施策を組み合わせることにより国際競争力を維持・強化する。 ② 改正の方向性 石油化学産業は、揮発油等を原料にして、自動車部品や電子電機部品、生活用品、医療用物資など国民生活に必要な製品の原材料を幅広く生産している。また、原材料として用いる石油化学製品の輸出額は約1兆5,586億円（令和6年：財務省「貿易統計」）である。 また、近年、各国において石油化学製品の生産能力の増強に向けた動きが進展しており、特に中国の内製化に伴い、中国へ輸出できなくなった韓国等の安価な製品がアジア市場に流れるなど、我が国の石油化学産業は海外との激しい競争に晒されている。 こうした状況の中で、我が国の輸出産業や石油化学産業の存立にとっては、石油化学製品の安定供給を維持し、国際競争力を向上していくことが不可欠である。これには事業者の予見可能性を高め中長期的な設備投資等を促進することが必要である。 このため、石油化学製品の原料の過半が、輸入揮発油等であり、今後ともこれらを原料とする石油化学製品を安定的に供給していくためにも、製造原料である国産の揮発油等と輸入揮発油等で関税上の取扱が異なるという非整合的な状況を是正すべく関税定率法による恒久無税が必要。 ③ 改正目的達成予定時期 令和8年4月1日以降。
改正の効果と妥当性	① 改正によって期待される効果 (1)改正による国内産業保護に与える効果・影響 国産の揮発油（ナフサ）は、石油精製企業と石油化学企業の間でパイプラインを通じて輸入品に優先して引き取る形となっている。 しかしながら、ガソリン等の燃料を主に精製された連産品として石油精製企業から供給される国産の揮発油（ナフサ）だけでは原料を賄えないために輸入する形となっており、国内産業への影響はないものと考えている。 (2)消費者等の利益に与える効果・影響 石油化学製品は、揮発油等を原料として、プラスチック、合成繊維、合成ゴム、塗料、合成洗剤、薬品・肥料等様々な産業に利用される製品の原材料であり、仮に現状の暫定措置がなくなった場合、揮発油の基本税率(934円/k1)、灯油の基本税率(346円/k1)、軽油の基本税率(750円/k1)が各々課されることになり、約150億円（令和6年度）の追加負担が生じる。こうした原料コストの増加は、幅広い製品への価格転嫁を招く可能性がある。 （注：負担額については、揮発油等輸入実績を勘案した試算であり、国内プラン

	トの稼働状況による輸入量の変動や国際市況価格によっては前後する可能性がある。) (3) その他の効果・影響 輸入揮発油等の基本税率が無税化されることにより、毎年の増税懸念が払拭され、事業者の将来の予見可能性が高まることで、積極的な設備投資が期待できる。 なお、平成 18 年度以降暫定無税措置を講じており、基本無税とした場合の産業界への悪影響はない。 ② 改正の妥当性 同じ石油化学製品の原料でありながら、国産の揮発油等と輸入揮発油等とで関税措置の扱いが異なる状況を是正するものであり、また、石油化学産業において、上述のような国際競争力の向上を図るために、本要望により改正することが適当。 また、生活用品や医療用物資等に欠かせない製品への潜在的な価格転嫁の懸念の払拭、国内製造業者の将来の予見可能性の確保の観点からも関税定率法による恒久無税が適当。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 経済産業省の令和 5 年度政策評価書「4. ①DX、GX、経済安全保障を軸とした製造業のグローバル競争力強化」において、製造業のビジネスのグローバル展開を通じてグローバルバリューチェーンの中で無視できないポジションを獲得することで、利益の創出、競争力の維持・強化を図ることとしている。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 石油化学製品は輸出により外貨獲得に寄与している。また、国内製造業者の将来の予見可能性の向上や国際競争力の確保等の観点からも関税定率法による恒久無税が必要。 ② 政府方針と改正の関係 GX 実現に向けた基本方針では、GX 投資をはじめとする大規模な脱炭素投資を実現するためには、民間事業者の予見可能性を高めることが必要であり、そのために国が長期・複数年度にわたるコミットメントを示すと同時に、規制・制度的措置の見通しなどを示すことが必要とされているところ、恒久無税化による予見可能性の確保は、2050 年カーボンニュートラルの実現に当たっても重要。 ④ 関連措置 【租税特別措置法第 89 条の 2】 石油化学製品製造用の揮発油、灯油に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税 【租税特別措置法第 90 条の 4】 石油化学製品製造用に輸入する揮発油、LPG、原油、灯油、軽油に係る石油石炭税の免税 【租税特別措置法第 90 条の 5】

	石油化学製品製造用の国産揮発油、灯油、軽油に係る石油石炭税の還付 【地方税法第 144 条の 6】 エチレン等製造用軽油に係る軽油引取税の免税
--	--

○ 改正経緯

これまでの改正状況	石油化学製品製造用の揮発油等は、昭和 39 年度以降、軽減措置が一貫して執られており、平成 18 年度以降は 1 年間の暫定税率として無税が適用され、現在に至るまで当該暫定措置が毎年更新されることで、実質的に継続的な無税となっている。
措置による効果	平成 18 年度以降、軽減措置（無税）が暫定的に継続する中で、原料（石油化学製品製造用揮発油等）の安定的な確保により、国内で石油化学製品の製造が続けられている。